

現職教育資料

- ◇はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1 生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫・・・・・・・・ 1～5
- 2 特別支援学級における特別の教育課程・・・・・・・・ 6～7
- 3 通級による指導における特別の教育課程・・・・・・・・ 7
- 4 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用 8
- ◇おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8



シリーズ「新学習指導要領」 No.3

障害のある生徒などへの指導（中学校編）



◇ はじめに

新学習指導要領では、特別支援教育に関して、総則の第3章「第4節 生徒の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導（1）障害のある生徒などへの指導」に、四つの内容（ア～エ）が示されています。

通常の学級にも、障害のある生徒のみならず、教育上、特別の支援を必要とする生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠です。今回の改訂では、特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や、個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項などが一体的に示されるなど、記述を充実させています。

実際の指導に当たっては、生徒の障害の種類や程度を十分に理解した上で、教員一人一人が指導方法の工夫を行うことが重要です。今回、各教科等においても、障害のある生徒などに対して学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことを規定し、具体例を各教科等の解説において示しています。

1 生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫

ア 生徒の状態等に応じた指導の工夫
 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

(1) 障害の状態等に応じた指導

障害のある生徒などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、学習面又は行動面において困難のある生徒で発達障害の可能性のある者も含まれています。

このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があります。また、このような考え方は、学習状況の評価に当たって、生徒一人一人の状況をきめ細かく見取っていく際にも参考となります。その際に、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要です。

一方、障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではありません。特別支援教育において大切な視点は、生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下、「障害の状態等」という。）により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことです。

(2) 組織的・計画的な取組について

校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要があります。その際、各学校において、生徒の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要です。

各学校は、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切です。

さらに、障害のある生徒などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間で、個々の生徒に対する配慮等の必要性について共通理解を図るとともに、教師間の連携に努める必要があります。また、集団指導において、障害のある生徒など一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の生徒に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、全ての生徒に「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切です。

(3) 各教科等における指導内容や指導方法の工夫

今回の改訂では、総則のほか、各教科等の「指導計画の作成と内容の取扱い」においても、次のとおり規定されています。

障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

① 通常の学級での工夫

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある生徒などが在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要です。

障害のある生徒などの指導に当たっては、個々の生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することが求められます。

今回の解説においては、次頁の【別表】にあるように、各教科等における配慮の例が示されていますので、参考にしてください。

② 指導内容や指導方法の工夫を検討する際の留意点

指導内容や指導方法の工夫を検討する際には、各教科等の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要があります。

各学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐことなども必要です。

【別表】 中学校各教科等における配慮の例

| 教科等 | 配 慮 の 例 |
|-----|---|
| 国 語 | <p>【自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章に表れている心情やその変化等が分かるように、生徒が身近に感じられる文章を取り上げる。 ○行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせる。 ○心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示す。 ○心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させる。 |
| | <p>【比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字を書く負担を軽減するため、手書きだけではなくICT機器を使って文章を書くことができるようにする。 |
| | <p>【声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるようにする。 ○紙やホワイトボードに書いたものを提示する。 ○ICT機器を活用して発表する。 |
| 社 会 | <p>【地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読み取りやすくするために、掲載されている情報を精選し、視点を明確にする。 ○地図等の情報を拡大する。 ○見る範囲を限定する。 |
| | <p>【社会的事象等に興味・関心がもてない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的事象等の意味を理解しやすくするため、社会の動きと身近な生活が繋がっていることを実感できるよう、特別活動などとの関連付けなどを通して、実際の体験を取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるようにする。 |
| | <p>【学習過程における動機付けの場面において学習上の課題を見いだすことが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的事象等を読み取りやすくするために、写真などの資料や発問を工夫する。 |
| | <p>【方向付けの場面において、予想を立てることが困難な場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し、学習順序を考えられるようにする。 |
| | <p>【情報収集や考察、まとめの場面において、どの観点で考えるのか難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒントが記入されているワークシートを作成する。 |
| 数 学 | <p>【文章を読み取り、数量の関係を文字式を用いて表すことが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が数量の関係をイメージできるように、生徒の経験に基づいた場面や興味のある題材を取り上げ、解決に必要な情報に注目できるよう印を付けさせたり、場面を図式化したりするなどの工夫を行う。 |
| | <p>【空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明させたり、見取図や展開図と見比べて位置関係を把握させたりするなどの工夫を行う。 |
| 理 科 | <p>【実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難である場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験の操作手順を具体的に明示する。 ・扱いやすい実験器具を用いる。 |
| | <p>【燃烧実験のように危険を伴う学習活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教師が確実に様子を把握できる場所で活動させる。 |
| 音 楽 | <p>【音楽を形づくっている要素（音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成など）を知覚することが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要素に着目しやすくなるように、要素の表れ方を視覚化、動作化する。 ○音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりする。 （動作化の際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意） |
| | <p>【音楽を聴くことによって自分の内面に生まれる様々なイメージや感情を言語化することが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現したい言葉を思い出すきっかけとなるような配慮をする。 ○イメージや感情を表す形容詞などのキーワードを示し、選択できるようにする。 |
| | <p>※実際の学習場面では、生徒の困難さの状態を把握しつつ、他の生徒との関係性や学級集団の雰囲気などに応じて、適切かつ臨機応変に対応することが求められる。</p> |
| 美 術 | <p>【形や色彩の変化を見分けたり、微妙な違いを感じ取ったりすることが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態やこれまでの経験に応じた配慮をする。 ○造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを例示する。 （一人一人が自分に合ったものが選べるように） ○多様な材料や用具を用意したり種類や数を絞ったりする。 ○造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを例示する。 |
| | <p>【造形的な特徴などからイメージを捉えることが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形や色などに対する気付きや豊かなイメージにつながるような配慮を行う。 ○自分や他の人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定する。 |

| 教科等 | 配慮の例 |
|------|--|
| 美術 | <p>【美術科の特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 表現及び鑑賞の活動を通して、一人一人の生徒が感性や想像力などを働かせて、対象や事象の様々なことを感じ取り考えながら、自分としての意味や価値をつくりだし、美術の創造活動の喜びを味わえるような活動を重視する。 ○互いの表現のよさや個性などを認め尊重し合う活動 表現及び鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、一人一人の状況や発達の特性に配慮し、個に応じた学習を充実させていくことが求められる。 |
| 保健体育 | <p>【保健体育科の特性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健体育科においては、実技を伴うことから、全ての生徒に対する健康・安全の確保のために細心の配慮が必要である。 ○生徒の障害に起因する困難さに応じて、複数教員による指導や個別指導を行う。 ○個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法については、学校や地域の実態に応じて適切に設定する。 <p>【指導上の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導に当たっては、生徒の障害の種類と程度を家庭、専門医等と連絡を密にしながら的確に把握し、生徒の健康・安全の確保に十分留意する。 生徒の実態に応じた次のようなきめ細やかな指導に配慮する。 ○個別の課題設定をして生活上の困難を克服するために学習に配慮する。 ○教材、練習やゲーム及び試合や発表の仕方等を検討し、障害の有無にかかわらず、参加可能な学習の機会を設ける。 <p>【保健領域における実技指導の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ストレスへの対処や心肺蘇生法などの技能の内容については、実技において運動に関する領域の指導と同様の配慮をする。 <p>【見えにくさのため活動に制限がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の不安を軽減したり安全に実施したりすることができるようにする。 ○活動場所や動きを事前に確認する。 ○仲間同士で声を掛け合う方法を事前に決める。 ○音が出る用具を使用する。 <p>【身体の動きに制約があり、活動に制限がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の実情に応じて仲間と積極的に活動できるようにする。 ○用具やルールの変更を行う。 ○用具やルールの変更について仲間と話し合う活動を行う。 ○必要に応じて補助用具の活用を図る。 <p>【リズムやタイミングに合わせて動くことや複雑な動きをすること、ボールや用具の操作等が難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動きを理解したり、自ら積極的に動いたりすることができるようにする。 ○動きを視覚的又は言語情報に変更する。 ○動きを簡素化して提示する。 ○動かす体の部位を意識させる。 ○操作が易しい用具の使用を考える。 ○用具の大きさを工夫する。 <p>【試合や記録測定、発表などの状況の変化への対応が求められる学習活動への参加が難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の実情に応じて状況の変化に対応できるようにする。 ○挑戦することを認め合う雰囲気づくりを行う。 ○ルールの弾力化や場面設定の簡略化を図る。 <p>【日常生活とは異なる環境での活動が難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒の不安を解消できるようにする。 ○学習の順序や具体的な内容を段階的に説明するなどの配慮をする。 <p>【対人関係への不安が強く、他者の体に直接触れることが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲間とともに活動することができるようにする。 ○ロープやタオルなどの補助用具を用いる。 <p>【自分の力をコントロールすることが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次のように、状況に応じて力のコントロールができるようにする。 ○力の出し方を視覚化する。 ○力の入れ方を数値化する。 <p>【勝ち負けや記録にこだわり過ぎて、感情をコントロールすることが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて感情がコントロールできるようにする。 ○活動の見通しを立ててから活動させる。 ○勝ったときや負けたとき等の感情の表し方について確認する。 <p>【グループでの準備や役割分担が難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 準備の必要性やチームで果たす役割の意味について理解することができるようにする。 ○準備や役割分担の視覚的な明示を行う。 ○生徒の実情に応じて取り組むことができる役割から段階的に取り組ませる。 <p>【保健の学習で、実習などの学習活動に参加することが難しい場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 実習の手順や方法が理解できるようにする。 ○実習の手順や方法を視覚的に示す。 ○一つ一つの技能を個別に指導する。 |

| 教科等 | 配慮の例 |
|---------------|--|
| 技術・家庭 | <p>(技術分野) 【「A材料と加工の技術」の(2)において、周囲の状況に気が散りやすく、加工用の工具や機器を安全に使用することが難しい場合】 ・障害の状態に応じた配慮を行う。 ○手元に集中して安全に作業に取り組めるように、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保する。 ○作業を補助するジグを用いる。</p> |
| | <p>【「D情報の技術」の(2)及び(3)において、新たなプログラムを設計することが難しい場合】 ・生徒が考えやすいように、難易度の調整や段階的な指導を行う。 ○教師があらかじめ用意した幾つかの見本となるプログラムをデータとして準備し、一部を自分なりに改良できるようにする。</p> |
| | <p>(家庭分野) 【「B衣食住の生活」の(3)及び(5)において、調理や製作などの実習を行う際、学習活動の見通しをもったり、安全に用具等を使用したりすることが難しい場合】 ・個に応じて段階的に手順を写真やイラストで提示する。 ・安全への配慮を徹底するために、実習中の約束事を決め、随時生徒が視覚的に確認できるようにする。</p> |
| | <p>【グループで活動することが難しい場合】 ・他の生徒と協力する具体的な内容を明確にして役割分担する。 ・役割が実行できたかを振り返ることができるようにする。</p> |
| 外国語 | <p>【英語の語には、発音と綴りの関係に必ずしも規則性があるとは限らないものが多く、明確な規則にこだわって強い不安や抵抗感を抱いてしまう場合】 ・語を書いたり発音したりすることをねらう活動では、次のような配慮をする。 ○その場で発音することを求めず、ねらいに沿って安心して取り組めるようにする。 ○似た規則の語を選んで扱うことで、安心して発音できるようにする。</p> |
| 特別の教科 道徳 | <p>【他者との社会的関係の形成に困難がある生徒の場合】 ・学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫を行う。 ○他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化する。 ○ルールを明文化する。</p> |
| 総合的な 学習の時間 | <p>【様々な事象を調べたり、得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合】 ・必要な事象や情報を選択して整理できるように、着目する点や調べる内容、まとめる手順や調べ方について具体的に提示する。</p> |
| | <p>【関心のある事柄を広げることが難しい場合】 ・関心のもてる範囲を広げることができるように、現在の関心事を核にして、それと関連する具体的な内容を示していく。</p> |
| | <p>【様々な情報の中から、必要な事柄を選択して比べることが難しい場合】 ・具体的なイメージをもって比較することができるように、次のような工夫をする。 ○比べる視点の焦点を明確にする。 ○より具体化して提示する。</p> |
| | <p>【学習の振り返りが難しい場合】 ・学習してきた場面を想起しやすいように、学習してきた内容を文章やイラスト、写真等で視覚的に示すなどして、思い出すための手掛かりが得られるようにする。</p> |
| | <p>【人前で話すことへの不安から、自分の考えなどを発表することが難しい場合】 ・安心して発表できるように、生徒の表現を支援するための手立てを次のように工夫する。 ○発表する内容について紙面に整理し、その紙面を見ながら発表できるようにする。 ○ICT機器を活用する</p> |
| | <p>【自己肯定感の醸成】 ・各教科等における配慮を踏まえて対応する。 ・得意なことを生かすという視点から行う。</p> |
| 特別活動 | <p>【相手の気持ちを察したり理解することが苦手な生徒】 ・他者の心情等を理解しやすいように、役割を交代して相手の気持ちを考えさせる。 ・相手の意図を理解しやすい場面に置き換えて指導する。 ・イラスト等を活用して視覚的に表して指導する。</p> |
| | <p>【話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合】 ・発言するタイミングが理解できるように、事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど、コミュニケーションの回り方について指導をする。</p> |
| | <p>【学校行事における避難訓練等の参加に対し、強い不安を抱いたり戸惑ったりする場合】 ・見通しがもてるよう活動や学校行事のねらいや活動の内容、役割(得意なこと)の分担などについて、視覚化したり、理解しやすい方法を用いたりして事前指導を行う。 ・周囲の生徒に協力を依頼しておく。</p> |

2 特別支援学級における特別の教育課程

特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方について、今回新たに次のとおり示されました。

- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (イ) 生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

(1) 自立活動について

① 自立活動とは

(ア)では、自立活動を取り入れることを規定しています。自立活動は、生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとするものです。

自立活動の内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領において、下記の一覧表のとおり六つの区分の下に、27項目が設けられています。

② 自立活動の取扱い

自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものです。よって、生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要があります。「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」において、どのような観点で整理し、計画していくのか、発達障害を含む多様な障害に対する生徒等の例を挙げて解説しているので、参照ください。

〈自立活動の区分・項目一覧表〉

| 区 分 | 項 目 |
|-------------|--|
| 1 健康の保持 | (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。 |
| 2 心理的な安定 | (1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。 |
| 3 人間関係の形成 | (1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。 |
| 4 環境の把握 | (1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。 |
| 5 身体の動き | (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。 |
| 6 コミュニケーション | (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。 |

(2) 実態に応じた教育課程編成の考え方

① 実態に応じた教育課程編成

(イ)では、実態に応じた教育課程編成の考え方が示されています。学級の実態や生徒の障害の状態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第126条の2を参考にし、各教科を、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することになります。

中学校学習指導要領解説では、知的障害者である生徒の実態に応じた各教科の目標を設定するための手続きの例を下記のように示しています。

〈各教科の目標設定に至る手続きの例〉

- a 中学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で生徒の習得状況や既習事項を確認する。
 - ・当該学年の各教科の目標及び内容について
 - ・当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である生徒を教育する特別支援学校中学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 生徒の習得状況や既習事項を踏まえ、中学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、特別支援学級は、中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、学習指導要領の第1章総則第1の1の目標を達成するために、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要があります。

② 保護者等への説明責任や指導の継続性の担保

教育課程を検討し、決定した際、なぜ、その規定を参考にするということを選択したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫し、評価し改善していくことが大切です。

3 通級による指導における特別の教育課程

通級による指導は、中学校の通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。

① 特別の教育課程編成の規定

今回の改訂では、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合について、次の規定において下線部分が新たに加われました。

ウ 障害のある生徒に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

② 各教科の内容を取り扱う場合

平成28年文部科学省告示第176号において、それまで「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」と規定されていた部分が、「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。」と

改正されました。つまり、通級による指導の内容については、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化されました。

③ 標準の授業時間

通級による指導に係る授業時数は、年間35単位時間から280単位時間までを標準としているほか、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間10単位時間から280単位時間までを標準としています。また、生徒が在籍する通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指していくことが重要です。

4 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。

エ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

① 特別支援学級に在籍する生徒及び通級による指導を受ける生徒への作成・活用について

今回の改訂では、特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒に対する上記の二つの計画について、これまでの実績を踏まえ、全員について作成し活用することとなりました。

② 通常の学級に在籍する障害のある生徒など(通級による指導対象者を除く)への作成・活用について

通常の学級においても障害のある生徒などが在籍していることから、通級による指導を受けていない障害のある生徒などの指導に当たっても、計画を作成し活用しに努めることとされています。

③ 活用のための留意点

個別の教育支援計画の活用に当たっては、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切です。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要です。

個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用システムを校内で構築していくためには、障害のある生徒などを担任する教師や特別支援教育コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要です。学校運営上の特別支援教育の位置付けを明確にし、学校組織の中で担任する教師が孤立することのないよう留意する必要があります。

そのためには、校長のリーダーシップの下、学校全体の協体制づくりを進めたり、全ての教師が計画に対する正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努めていく必要があります。

◇ おわりに

「シリーズ『新学習指導要領』 No. 3では、特別支援教育に関わる内容について紹介しました。県教育委員会では、平成30年度『特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引』を作成しています。次年度以降、各学校での特別支援教育の充実のため、『教育支援資料』（文部科学省：平成25年10月）や『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン』（文部科学省：平成29年3月）と併せて御活用ください。

栃木県教育委員会の関係ホームページアドレス：

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/education/gakkoukyouiku/shidoushiyou/gensyoku.html>

